現代 宗教 2015

# 受刑者の贖罪と再生

藤岡 淳子1

贖罪は、本人の中からしか生まれてこない。ただ、 自らの生き方、行動とその結果を振り返ること、そ の振り返りを支える存在があることによって、贖罪 の気持ちと行動とが芽生える。贖罪には、加害者の 再生が不可欠である。

1 ふじおかじゅんこ:大阪大学大学院 人間科学研究科

筆者は、宗教とは無縁の暮らしをしている。長年、犯罪行動を行った人々への心理的介入を行ってきた。改善更生という言葉は使いたくない。善悪も実はそれほど明確に理解しているわけでもない。ただ、仮に人間社会が決めた法律に従って刑罰を受けているあるいは受けた人々に対し、今後自身の行為による犯罪被害者を再び出さずに、自身も充実した生を送るにはどうすればよいかを共に考えていきたいと思ってやってきた。現代の心理学は、一応「実証科学」を標ぼうしており、一旦価値から離れ、裁くことなく、本人の主体性や意思決定を尊重することになっている。しかし、「罪と罰」という人間社会の裁きの場で、「裁かれた」彼らと接していると、罪とは何なのか?贖罪とは?犯罪者が「良くなる」とはどういうことなのか?犯罪者を追い詰める世間の人々は罪を犯していないのか?といった柄にもないことを考えざるを得ないことも多い。そして、未だに答えは見出せていない。今回寄稿の機会をいただき、手に余るテーマとは思ったがゆえに、これまでの経験を振り返りつつ、迷いのままに書いてみたいと思った。

## 1. 贖罪について

## (1) ある殺人罪受刑者の「贖罪」から

忘れがたい受刑者たちがいる。いずれも女子刑務所で会った、殺人の 罪で服役していた、無期刑もしくは長期刑の人たちである。

一人は、40歳くらいで、高校卒業後地方から集団就職で上京し、雇用主と不倫関係になり、別れ話のもつれから雇用主とその妻を殺害し、かつその場にあった宝石を盗み、強盗殺人で無期懲役刑に服していた。筆者が会った時には、既に10数年服役していて、所内で美容師訓練を受けて資格を取得し、外から来る一般客相手の美容院の責任者をしていた。生活は落ち着いていて、行状が良好な受刑者たちが暮らす半開放的な寮で、他の受刑者たちの模範となっていた。

ちなみにその半開放寮には長期刑受刑者が多く、施設内の生活には適応していて、監督当直としての夜間巡回時に、その寮にも立ち寄ると、

「先生、ちょっとお茶でもいかがですか?」と言って、受刑者用のプラスチックの茶碗に薄いお茶を入れて出してくれ、彼女たちとしばし世間話を楽しんだこともあった。筆者はまだ30歳そこそこの初任の課長で、かつ初めての刑務所勤務でもあって、彼女たち年長の受刑者たちになんだか労わられていたような気がする。

当時は、特に女子受刑者は無期刑であっても10数年で仮釈放を申請す ることがあり、生活は良好で、かつ地方都市に在住する唯一の家族であ り、引受人でもある母親も高齢のため、仮釈放を申請することにした。 その準備の一つとして、検察庁に被害者遺族感情を問い合わせた。回答 書に書かれていたのは、当然ではあるが、厳しい意見であった。「両親を 殺害され、会社は倒産し、すべてを失った兄妹は親類を転々とし、苦し い人生を送っている。一生刑務所に入れておいて欲しい」というもので あった。心情安定を脅かす恐れはあったが、その事実を伝え、話し合う ことが必要と考え、面接を重ねた。その話の中で印象に残っているのは、 彼女の夢には、被害者である雇用主がしばしば現れ、「彼女に微笑みかけ、 見守ってくれている」ということであった。被害者遺族が聞けば、感情 を逆なでされるような夢ではあるが、彼女自身は、「被害者に許されてい る」と感じていたようだ。無論、もう一人の被害者である妻は、どこか にいってしまっているが。結局、彼女は、遺族には接触を拒まれたので、 施設内での供養と被害者の菩提寺の住職あてに、わずかな作業賞与金の 中から供花を続けた。

## (2) 刑務所における「贖罪」への働きかけ

辞書を引くと、「贖罪」には二つの意味が掲載されている。一つは、「善行を積んだり金品を出したりするなどの実際の行動によって、自分の犯した罪や過失を償うこと」(デジタル大辞泉)とある。与えた損害に比して全く釣り合いのとれない行動であることは明らかであろうが、ほとんどの受刑者には、経済的余裕はなく、他での「善行」と手を合わせるという行為だけが現実にできることであることも多い。

もう一つの意味は、「この観念は人間の罪と苦しみからの解放を願う多

くの宗教にみられるが、キリスト教においては特に重要な意味をもつ。 広い意味では神の救済、償い、和解、ゆるしと同義であるが、キリスト の生と死と復活を通じての、神の恩恵として実現される人間の罪からの 解放と、これによってもたらされる神との交わりの回復をいう」(『ブリ タニカ国際大百科事典』)。

前者の「贖罪」を促進するための働きかけは、その後矯正施設でも行われるようになった。いわゆる「被害者の視点」教育である。被害者(遺族)が受けた衝撃について、情報を得て、少なくとも頭で理解することは不可欠なことであり、また修復的司法の影響を受けて、「説明責任」、「再犯防止責任」、「謝罪・賠償責任」の三つの責任、すなわち「自身の行為の結果他に与えた悪影響を知り、なぜそうなったのかを振り返って自他に説明し、そのことによって二度としないという責任を果たし、実際に謝罪し、金銭的あるいは行動による償いをする」が強調されるようになってきている。

判決前には、金銭的余力と対応する家族があれば、示談などの謝罪・ 賠償行動がとられることもあるし、また加害者が少年であれば、家庭裁 判所や弁護士から「謝罪の手紙」を書くよう指導が入る。被害者たちの 対応は様々である。「罰を軽くするための謝罪・賠償であり、受け入れな い」、「許すわけではないが、示談には応じる」、時には「加害者の立ち直 りを期待する」という場合もある。

判決前の謝罪・賠償は、二番目の意味での贖罪ではないことがほとんどすべてであると言っても過言ではない。それでも「形式的贖罪」に意味がないわけではなく、「形式的贖罪」を進めることによってこそ、「真の贖罪」が動き始めることがあるように思われる。官民協働刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターの「回復共同体」(後述)で暮らす受刑者たちには、修復的司法による三つの責任の概念を伝え、自身の生活と生い立ちを振り返り、説明責任と再犯防止責任を果たそうと努力を続ける中で、謝罪・賠償責任も果たしたいと願うようになるが、現実には彼らが被害者に直接謝罪をしたり、社会貢献活動をできる機会は非常に限られている。施設として、盲導犬育成や自転車再生事業を行っている

が、参加できるのは限られた受刑者たちであり、各自の主体性を尊重する形で、社会に貢献できる活動ができる機会を増やすことが望まれる。 「真の(宗教的)贖罪」には、加害者自身の再生が必要となると思われる。この点については、次節で詳述することとして、同じ施設で出会った、贖罪どころではない殺人の受刑者たちの実際にも触れておきたい。

### (3) 贖罪どころではない殺人罪受刑者たち

一人は、同じく40歳前後で、売春の客と友人の2名を殺害し、無期懲 役で服役していた受刑者である。彼女の生活は安定しておらず、一応工 場で作業はしているものの、突然何をしだすかわからないので、周囲の 受刑者たちも関わり合いになるのを恐れて近寄らない人だった。面接を していた職員が、いきなり殴られたこともある。いつも口を動かしてい て、本人は、「何か食べているのではないか?と疑いをかけられた」と不 満を述べるのであるが、実は、口の中をプチプチと噛んでいるという。 自傷行為である。それも親にされたあんなこと、こんなことを思い出し ては、口を噛むと無表情で話す。彼女の話す内容は、「不満」と「恨み」 がほとんどで、母にしょっちゅう物差しでひどく叩かれたこと、父は浮 気して家庭を顧みず、彼女がかわいがっていた子犬を壁に投げつけて殺 し、真っ赤な血が飛び散ったこと、兄は大学進学を許されたのに、自分 は女だからと進学させてもらえなかったこと、大学生の彼氏に貢いだが、 妊娠したあげく結婚できなかったこと、腹いせに好きでもない人と結婚 し、売春するようになったこと、客に偉そうに説教されて殺害したこと、 唯一の女友達にそれがばれたので口封じのために殺害したこと、その友 人の家庭は一家そろって食事をしており、幸せそうだったこと、等を止 めどなく話す。1時間ほど思い切り話すと、少し表情が出て、人間らし くなって工場に戻るという感じであり、贖罪どころではない。彼女にと っては自分こそが償われたいのであろう。

20代の若い受刑者は、集団で通りがかりのカップルに暴行を加え、二人を殺害していた。共犯の男性たちには、死刑判決を受けた者もいた。 彼女も美容師の資格取得を目指して職業訓練を受講していたのである が、ある時、美容室においてあるハサミが自分目がけて飛んでくるような気がして怖いということで作業に出ることができなくなった。話を聞いてみると、工場や舎房の天井の片隅に被害者の顔が見えて、彼らにハサミを投げつけられると言う。この時は、宗教教誨師に依頼して、被害者の供養を実施したところ、「出なくなった」とのことで工場に戻ることができた。「宗教おそるべし!」である。人を殺害して、一番頭にあるのは、まずは「祟り」であるのかもしれない。いわば、自分への悪影響であって、これも贖罪には遠いであろう。

共通するのは、彼女たちは、「許すことができず、許されてもいない」ということである。先の受刑者は、親も、彼氏も、友人も、世間も、そしておそらくは自分もとてもじゃないが許せない、受け入れられないのであろう。彼女は「神」は信じていないが、もしいたとしたら、神をも恨んでいる、許せないであろう。「殺害した唯一の女友達の家庭はクリスチャンで、ピアノがあって、それを囲んで皆で讃美歌を歌っていた。自分は神など信じない」と言うのを聞いて、神から遠いように見える彼女は、実際には神に最も近いのかもしれないと感じたことを覚えている。許したい、許されたいが、許せない、許されないというどうにもならなさを感じたのである。そうした迷いと罪の果てにこそ、再生は見えてくることがあるように思う。世間からすればまごうことなき「加害者」が、本人からすれば「被害者」でしかありえないということは、こうした許されなさから来ているのかもしれない。

後の受刑者は、被害者からの報復だけを恐れている状態であり、自身の行動を引き受けてさえいないように思える。「真の贖罪」は、自分のしてしまったことをはっきりと認識し、なぜそうなってしまったのかを考え続け、言い訳に陥りながらも、自身の行為として引き受けることの先にしか見えてこないと考える。そして、それは他から求められ、強いることができることではなく、あくまで自身の心の中で自身が主体となることによってしか生じないと考えている。

## 2. 受刑者の再生とは

## (1) 犯罪学・心理学における犯罪者の回復とは

犯罪学は、社会のここが犯罪を生み出しているとか、個人のこういう特徴が犯罪を起こさせるといった、いわば悪者探しのような社会学的・心理学的原因論から始まり、原因は一つというよりは複雑に絡み合っており、犯罪に関係する要因を実証データに基づいて明らかにし、それらの要因を管理することによって再犯防止に努めるという犯因性リスクの管理(RNRアプローチ)に移り、現在では、犯罪をやめていく(離脱)ことは普通に生じていることであり、何が離脱につながるのかということに中心的関心が移ってきている。

離脱研究においては、①離脱は通常の出来事であること、②離脱には、結婚や良い仕事など犯罪経路を中断させて人生を再考させる外的要因が契機となること、③社会的絆の数が多ければ多いほど離脱が生じやすくなること(Sampson & Laub, 1993; Laub & Sampson, 2003)が、見出されている。契機となる外的要因に加え、内的要因を見出したのが、Maruna(2001)である。彼は持続的犯罪者と離脱者のライフストーリーインタビューを比較し、持続的犯罪者のナラティブが、自分を無力で社会の犠牲者であるとみなしている「非難の脚本」であるのに対し、離脱者は、楽観的で、自分の人生にコントロール感を持ち、生産的で社会に還元したいという「回復の脚本」を持つこと、すなわち人としての主体性こそ離脱への鍵であるとしている。

より広い心理学の分野では、マーティン・セリグマン博士のポジティブ心理学が新たな研究分野を開いたとして注目された。博士は、「何をやっても効果が得られないことが続くと、やる前からやっても無駄と思い、やってみようとさえしなくなる」という学習性無力感の研究から、逆に楽観主義に着目するようになり、病理の研究・治療から、人生のポジティブな面について、より大きな理論を提唱した。心理学は、様々な精神疾患を治療できるようになったが、病気が治癒したからといって、彼らが充実した人生を送れるようになるわけではない。マイナスをゼロにす

ることと、プラスを増やしていくこととは別物なのだという着眼点である。幸せな人生には、ポジティブな感情(Pleasant Life)、ものごとへの没頭・充実感(Good Life)、そしてより大きな存在に帰属して意味のある人生(Meaningful Life)を送るという3つの側面があり、人によってどれが得意かあるいは優先順位が高いかは異なるものの、3つがそろうとより幸福感が大きくなるとしている(セリグマン、1994)。

実際、犯罪者たちに犯罪をやめさせることに成功したとしても、それが彼らにとって幸せをもたらすかというと、必ずしもそうではない。かえって空っぽになってしまうということは、残念ながらしばしばある。刑務所入所を繰り返している高齢者の中には、刑務所での暮らしが最も満足感が高いのではないかと思われることがある。「寒くなってきたので、刑務所に戻るためにちょっとした無銭飲食などした」と述べる高齢者に対して、近頃では福祉の手も差し伸べられるようになっているが、衣食住があっても、生きている喜びや充実感、意味には乏しいままであるのかもしれない。

自分にとって大切な活動は何ですかと問われ、それが何であれ、趣味であれ、仕事であれ、人間関係であれ、そこから得ている喜びや充実感、達成感そして生きている意味などを自覚し、かつその大切な活動を可能にしている自身の内的リソースとしての、意志力、ほがらかさ、注意深さ、等々のやれる力に気づくことはとても楽しく、同時にその活動をするときには、経済力や場所、時間、道具、他の人など実はたくさんの外的リソースが必要であることに気づくと感謝の念も湧いてくる。では、その活動をやめなさいと言われた時、私たちはどう感じるだろう?がっかり感や不満感を感じたとしても、その活動から得ているものが他の活動でも手に入れられるものであれば、他の活動をするかもしれない。しかし、犯罪者たちは持っている内的リソースも、さらには外的リソースも極めて少ないことが多い。そして犯罪者にとって、他から見てどうであれ、犯罪活動が大切な活動であることがほとんどである。

単に犯罪行動を手離すことではなく、別の意味ある人生を入手しよう とする目標を見つけ、それを実現する適切な手段を持つことを目指すの が、犯罪離脱研究とポジティブ心理学の流れを受けた、トニー・ワード (Laws & Ward, 2011, ワード、2013) のグッドライフ・モデル (GLM) である。犯罪者は、「悪」と見られるが、彼らも普通の人と同じニーズが あるだけである。ただ、欲求充足のための内的・外的リソースが不足し ていて、犯罪によって欲求充足をしてしまっている。適切にニーズを満 たす力を養成することが、犯罪からの離脱を助けることにつながるとい う考え方である。ワードは、人間が求める一般的な価値として、暮らし、 知識、仕事と遊びに熟達すること、自己選択と自立、心の平穏、人間関 係と友情、コミュニティ、精神性、幸せ、創造性の10を想定し、自分に とって何が優先順位が高いか、目標達成のためにはどうすればよいかを 考える。うまくいかないときには、「充足のための手段が不適切」、「一つ か二つの目標にこだわりすぎている」、「目標が定まっていない、あるい は矛盾する」、「スキル不足」、「機会がない」などの課題があると見なし、 探っていく。リスク管理プランとグッドライフ・プランとを合わせて作 成することが眼目になる。実際、島根あさひ社会復帰促進センターの回 復共同体においては、「ともに学ぶ共同体」の基盤の上に、認知行動療法 によるリスク管理プランとグッドライフ・プランを各自作成しているの だが、グッドライフ・プランは彼らを変化へと動機づけるのに有益であ ると手ごたえを感じている。

こうした心理学と犯罪学の流れは、過去の体験によってほとんどすべてが決まってしまうと見なしがちな精神分析理論と、報酬と罰とで行動は学習され、環境によって人間行動は決定するという行動理論の二大潮流から、環境を意味づける認知、人間の主体性や価値・目標といった要因が重視されるようになってきたことを背景としている。反社会的行動を支える反社会的認知に気づき、修正する、再犯リスクが高まる危険性のある状況を知り、そうした状況を回避するということが、再犯防止のための教育プログラムの核となる。それは、自身の行動を自身でコントロールできるようになることを目指すと言う意味で、主体性や自己統制感の強化を目指しているものといえる。それは、外からの形式的でもよいので贖罪の行動をとることが、「真の贖罪」を進めることが期待できる

のと同様である。筆者は、犯罪心理臨床の専門職として、基本的には、こうした認知行動療法にグッドライフを加えた「プログラム」を実施しているのであるが、受刑者の「再生」と「真の贖罪」すなわち、「許され」ていることによって、より大きな存在に所属して生きることの意味を感じ、自身の限界と存在を受け入れ、感謝と謙虚さをもって、善行をこころがけるという再生あるいは転換が起きるには、何か別の要因が働く必要があるのではないかと考えている。

### (3) 治療共同体における「再生」

#### 1)変容のプロセスとAA

ベイジー (Veysey) とクリスチャン (Christian) (2011) は、受刑者 に限らず、依存症、精神障がいなど、社会から何らかの否定的烙印を押 され、烙印を押されたことによって、たった一つのその特徴からその人 全体が判断され、結果として社会的関わりが限定された(スティグマ化) 人々が、社会生活を完全に回復させるには、社会的に受け入れられる役 割を積極的に手に入れ、スティグマが目立たないようにして、個人的な アイデンティティ変容に取り組むことが必要であると述べている。彼女 たちは、リカバリーのプロセスにはナラティブが中心となると考え、精 神病、アルコール・薬物依存症者、被害者・サバイバー、受刑者のナラ ティブを研究した。それによると、変容のプロセスは、「当初のアイデン ティティ」から「問題を理解し始め」、「変容の瞬間」が訪れて、「最終的 な地位」に至る。重要な点は、彼らが社会から貼られた否定的なラベル に抵抗し、専門家や世間が「問題」としてとらえることは、彼ら自身に とっては重要なことではないということであり、リカバリーを支える複 数の役割とアイデンティティを持っているということ、その人が自分の 人生と問題をどのように述べるかが、それらの問題を克服する可能性に 影響を与えること、そして彼らの最終的地位は、一般の人々と同様の達 成であったことなどである。

彼女たちは、変容のナラティブが最も明確に表れるのは、アルコール 依存症からの回復者たちの集まり、アルコホリクス・アノニマス(AA) のミーティングであると考えている。

日本にもAAはあって、毎日どこかしらでミーティングが開催されている。AAのミーティングは、「言いっ放し、聞きっ放し」であるが、ミーティング後や会の運営のためのミーティングでは喧々諤々と一般社会では起こりえないような率直なやり取りがある。時には、というかしょっちゅうもめ事も起こる。が、不思議なことにほとんどの場合、言い合いのあげくに、かえって絆が強まっていたりする。

AAは回復への指針として、「12ステップ」を示している。「12ステップ」は、現在ではアルコールのみならず、薬物依存やギャンブル、摂食障害など様々な自助グループで使われている。

「回復の礎石」とされるステップ1~3は、以下のようである。

ステップ1:「アルコールに対して無力で、思い通りに生きていけなくなった」ことを「認め」、

ステップ2:「自分を超えた大きな力が、私たちを健康な心に戻して くれる」と「信じ」、

ステップ3:「私たちの意志と生き方を、自分なりに理解した神」に 「委ねる」。

ステップ4~12は、「実際の行動」であり、

ステップ4: 徹底的に自分自身の「棚卸」、

ステップ5:「神」と「自分」と「もう一人の人」に認めて明かす、

ステップ6&7:準備ができたので神に「短所を取り除いてくださ い」と求める、

ステップ8&9:人々に埋め合わせをする、

ステップ10&11:日々継続する、

ステップ12: 今困っている仲間にメッセージを運ぶ、と続く。

専門家風に解釈すると、「変化への動機づけをして、自分に目を向け、再度動機づけを行い、他との関係性を修復し、日々の実践を継続して、他のモデルになっていく」といったプロセスである。贖罪についていえば、12ステップには、一旦償いや罪悪感を保留にする仕組みがあって、直接的被害者だけではなく、間接的被害者にも謝罪と埋め合わせをする

ようになっている(葛西、2007)。人々への埋め合わせは、あと(8&9)になっていて、まずは自身を振り返り、他との関係性を作ってからなのである。実によくできている指針であると考えるが、12ステップの、「神」に引っかかる人は多い。また、「無力を認めて、信じて、委ねる」は、自己効力感を高め、自己統制力を強化していくという認知行動療法に基づく介入方法と、ある意味正反対とさえ言えるかもしれない。AAは「自分なりの」神としているが、筆者から見てもAAの「神」には、キリスト教の影響を強く感じる。例えば、AAを始めたビルとボブが属していた「オクスフォード・グループ」と呼ばれる断酒のための集団は5つのCと呼ぶ、Confidence(信頼)、Confession(告白)、Conviction(確信)、Conversion(転向)、Continuance(継続)のステップが示されており、またこのグループは牧師が主催をしていて、キリスト教の影響が大きいことが見て取れる。

### 2)治療共同体は「変容」を起こしうる場(サークル)を作る

AAでアルコール依存から回復したディードリックが、「シナノン」と呼ぶ共同体で、薬物依存症者たちと共に暮らし、「言いっ放し、聞きっ放し」から双方的にやり合うミーティングに変えたのが、米国の治療共同体の始まりである。同じ頃、英国で精神医療改革として起きた専門家による治療共同体とは、呼び名が同じであり、かつ「共同体」を変化の方法とするという点においては共通ではあるが、かなり異なる点も多い。当事者から起きた動きであり、専門家が匙をなげた薬物依存症者の回復に驚異的な成果をあげたとされる。薬物依存は、その人全体の生き方の問題の表われであるとして、症状としての薬物依存症への対処に追われることを戒めている。それはAAでも同様であり、当事者主体のグループは、人間全体を強調する。

明らかな矛盾があるにも関わらず、既述の島根あさひ社会復帰促進センターでは、米国由来の「治療共同体」のスピリットを生かし、つまりそこに共同体を作る営みを行い、その中で、認知行動療法や修復的司法といった意図的学習を取り入れている。しかし、そうした心理学的プロ

グラムは、実際にはそれだけでは効果をあげえないと、筆者は考えている。他の刑務所でも認知行動療法に基づく教育プログラムは盛んに実施されるようになっていて、一定の成果をあげているが、成果をあげている場合は、そこに「サークル」あるいはグループの凝集性ができた場合である。認知行動療法は、スキルやマニュアル、教育内容といったものを重視しているが、実際に人間の変容プロセスを生じさせるのは、与えられた学習ではない。

治療共同体では、人々が隔てのない輪(サークル)になって座り、自 身の気持ちを自由に語る。サークルには、「上もなければ下もない。始ま りもなければ終わりもない」。サークルは、神聖な場である。命の泉にも 例えられる。一人一人が、自身の命(ストーリー)を流入させ、泉から 命をいただく。話し、聞くうちに、心がしんと静まり、自身の中心にも こんこんと湧き出る命の泉を感じるようになる。この体験をしたことの ない人に言葉で伝えようとするのはとても難しい。ただ言えるのは、他 からどう思われるか、共感と静けさに満ちたサークルに属するとき、ど う評価されるかという心配や不安が拭い去られ、これまで見ることを避 けてきた自身の内側をのぞき込む勇気が湧いてくるということである。 それは、同じように勇気をもって自身を見つめている他者とともにある という安心感に支えられている。そして、例え過去の出来事であっても、 その時その場で生じているような生々しい感情を伴った、生きた体験と なる。しかし、以前とは異なり、自分がサークルに存在することが許さ れ、受け入れられ、助けられていることを感じ、感謝の念を持つ。その 感謝の念が、次にサークルに来た人たちのために命の泉をつなぎたいと いう思いへと行動へとつながっていくのではないかと考えている。

心理学は、あるいは人間は、他を変えようとする。AAでよく唱和される「小さな祈り」は、「(神様私にお与えください)変えられないものを受け入れる落ち着きを、変えられるものを変える勇気を、そして二つのものを見分ける賢さを」とある。変えられないものを受け入れること、限界を受け入れること、その中で最善を尽くし、肯定的な感情と充実感、そしてより大きな存在に属しているという永遠を感じること。罪を犯し

た人も犯していない人も、求めているもの、至る境地は同じなのだと感じている。

#### 文献

- Laub, J. & Sampson, R. (2003) Shared beginnings, divergent lives:

  Delinquent boys to age 70, Cambridge: Harvard University
  Press.
- Laws,D.R.,&Ward,T.(2011), Desistance from sexual offending:

  Alternatives to throwing away the keys, New York, NY: Guilford Press. (津富宏、山本麻奈監訳 (2014)『性犯罪からの離脱―「良き人生モデル」がひらく可能性』日本評論社)。
- Maruna, S. (2001) Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives.
- Washington, DC: American Psychological Association. (津富宏、河野 荘子監修 (2013)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」―元犯罪 者のナラティヴから学ぶ』明石書店)。
- Sampson, R. & Laub, J. (1993) Crime in the making: Pathways and turning points through life. Cambridge: Harvard University Press.
- 葛西賢太(2007)『断酒が作り出す共同性―アルコール依存からの回復を信じる人々』世界思想社。
- セリグマン、M (1994)『オプティミストはなぜ成功するか』山村宣子訳、講談社。
- ベイジー、B&クリスチャン、J(2011)「変容の瞬間-リカバリーとアイ デンティティ変容のナラティブ」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立 ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』第1章、現代人文社。
- ワード、T (2013)、小長井賀興訳「犯罪者の更生:再犯危険性の管理と 善い人生の追求」『更生保護学研究』第2巻、6-10頁。